

自宅手続き スマホ申告

確定申告は、自宅からスマートフォンでも行えます。

確定申告に向け、今から準備（マイナンバーカード・ID・パスワードの受領）を行いましょ。



申告作成はこちらから

問 成田税務署 ☎ (28) 5151

資源ごみの拠点回収



日時、場所

12月12日（日）※雨天決行
（荒天などで中止の場合あり）

○9:00～11:30

市役所正面玄関前駐車場

○13:00～15:00

北部コミュニティセンター第2駐車場

その他

搬入時は、マスクの着用をお願いします。事業ごみやその他のごみは回収できません。

問 環境課 ☎ (93) 4946

年末のし尿くみ取り・ 浄化槽清掃業務

し尿くみ取り・浄化槽清掃の休業期間

12月29日（水）～令和4年1月3日（月）

※年始は、1月4日（火）から
年内のくみ取りを希望する人は、12月10日（金）までに該当する地区の許可業者に申し込んでください。早めの申し込みにご協力をお願いします。

○有下総衛生 ☎ (93) 1101

対象地区：日吉台、日吉倉、久能、大和、七栄、根木名、十倉（大堀）、御料（葉山）

○大成企業㈱ ☎ (93) 3379

対象地区：新橋、中沢、新中沢、高松、立沢、立沢新田、高野、十倉（大堀を除く）、御料（葉山を除く）、美沢

問 環境課 ☎ (93) 4945

令和4年4月から 紙類・布類の収集場所 での分別収集を開始

対象品目

○紙類（段ボール、雑誌、新聞、紙パック、雑紙）

○布類（衣類、布類、革製品）

出し方など詳しくは、今後、お知らせします。

また、収集日程は、「2022年度版 富里市ごみの出し方と分別収集日程」に掲載します。

問 クリーンセンター ☎ (93) 4529

固定資産の所有者が 亡くなったときの手続き

固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者（納税義務者）が亡くなったときは、その財産は相続人全員の共有財産となり、固定資産税の納税義務は承継されます。

このため、相続人による次の書類の提出が必要になります。

詳しくは問い合わせてください。

○相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書

（土地と家屋の登記物件・償却資産）

○未登記家屋所有者変更届出書

（法務局で登記していない家屋）

問 課税課 ☎ (93) 0444

家屋の新築・増築、 取り壊したときは

家屋を新築・増築、または取り壊したことを市に連絡していない場合、必要な証明書が発行できないことや、家屋が存在しないのに課税されてしまうことがあります。

※登記済みの家屋で滅失登記をした場合は、市への連絡は不要です。

問 課税課 ☎ (93) 0444

自動車税の滞納処分 を強化

県では、自動車税（種別割）の未納額の縮減のため、給与・預貯金・生命保険・自動車などの差押えを強化しています。自動車税（種別割）が未納の人は、至急納付してください。新型コロナウイルスや災害などにより一時に納付できない人は、納税が猶予される場合がありますので、相談してください。

問 佐倉県税事務所

☎ 043 (483) 1150

書き損じはがきや使用済み切手はありませんか？



世界の学校に通えない子どもや読み書きができない子どものために、学びの場と機会を提供する「世界寺子屋運動」の一環として、書き損じはがきと使用済み切手を回収しています。

回収場所

生涯学習課窓口（中央公民館1階）

問 富里ユネスコ協会事務局

（生涯学習課内）

☎ (93) 7641

12月分の 学校給食費振替日

■日時 12月10日（金）

※9日（木）までに入金確認をお願いします。

問 学校給食センター ☎ (93) 2550

八街産落花生

特許庁の地域ブランドに認定されました。
落花生の産地八街市より心を込めた煎りたての味をお届けします。



※本紙を持参してお届け先1件につき、3,800円以上お買い上げで、送料無料で、（12月31日まで）クール便と沖縄は別途です。

(有)高安商店

八街市八街は51

TEL 043 (443) 5355
FAX 043 (443) 7771